

【諮問第143号】

18川情個第69号

平成18年10月16日

川崎市教育委員会  
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて  
(答申)

平成17年7月25日付け17川教指第871号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の行った拒否（文書不存在）処分の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成17年3月16日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「中学校長会に対し、公文書の存否等の調査を依頼し、回答を得た回議書付文書等のすべての文書。また、調査委託料の支払いに係るすべての回議書付文書及び附属資料等のすべての文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成17年3月30日付けで、本件請求に対し公文書の存否の調査は、事前に電話等で依頼を行い、校長会当日に会場において回答を聴取したため、対象となる公文書は作成していない。また、調査委託契約は行っておらず、支払いに係る文書は存在しないとして、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月31日付けで、本件拒否処分は、その理由を付記した拒否処分通知書を作成して通知しておらず、情報公開の原則に基づき、全部開示処分すべきであるとして、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第143号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成18年5月8日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

実施機関は請求内容に対して自分勝手に合理性を欠いた恣意的な判断で対象公文書の特定を行っている。

この案件は、当審査会で全部開示すべきとの答申が出され、その後の各学校の対応について開示請求したものであるが、教育委員会事務局は各学校に公文書開示請求の内容を文書により通知し、回答を求めるのが当然である。しかし、今回は時間がないため校長会の場で口頭で確認したということだが、正確な内容が各学校に伝わっていない。各学校から正確な意思が返ってきていない。まして、このような案件で、このような方法で調査を依頼することは適切ではない。時間がかかるというのであれば諾否の決定に係る期間延長をすればいい。調査の方法が不適切であり、ここから得られた結論も不適切なものであるので、諾否の決定処分自体も適正なものではない。

文書の存否について、無いといわれてもそのまま認めるわけにはいかない。調査の方法に客観的合理性があるのかどうかということが問題になる。今回の調査で1校も文書が無いというのはおかしい。

また、実施機関の処分は諾否の決定通知書通りの処分がなされていないので機械的に異議申立てをせざるを得ない。他に対象公文書があるはずであるので、全部開示を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成17年10月24日付け処分理由説明書及び平成18年4月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 申立てにかかる中学校長会は、川崎市立中学校長で組織され、本市中学校教育の充実・発展を図るため、教育に関する調査研究や教育諸条件の整備、促進並びに関係諸団体との連絡調整等を行っている。
- (2) 請求対象公文書のうち「中学校長会に対し、公文書の存否等の調査を依頼し、回答を得た回議書付文書等のすべての文書」については、諾否の決定にかかる期限までの時間的問題から中学校長会の組織を活用し、事前に電話等により調査依頼を行い、平成16年11月9日（火）に開催された中学校長会の会場において、その回答を聴取したもので、公文書を作成するには至っていない。
- (3) 「調査委託料の支払いに係るすべての回議書付文書及び附属資料等のすべての文書」については、参加する各中学校長への連絡手段として中学校長会組織を活用したものであり、当該団体に業務を委託したものでなかったため、調査委託料の支払いに係る文書を作成する必要がなく、文書不存在により拒否処分を行ったものである。

#### 5 審査会の判断

本件事案も文書の特定に関する事案であり、諮問第141号事件と共通する案件であるから、この部分の判断を引用する。

- (1) 文書の特定の不十分さ、恣意性に関する異議申立人の主張について

文書の特定は、開示請求の本質的内容であり、実際には開示請求者がこれを行うことは困難な場合があることから、実施機関には文書の特定のための情報提供を行うなど積極的に協力すべきであることは条例上も明らかである。しかしながら、条例上、文書の特定は客観的に行われるべきものであって、本件においても、以下のように、文書の特定は行われており、ただ特定された対象公文書の範囲及びそれらの存否について争いがあるに過ぎないというべきである。本件異議申立ての適否も結果的にこれら特定された公文書の範囲及びそれらの対象公文書の存否の問題に帰する。

- (2) 本件請求は「1 中学校長会に対し、公文書の存否等の調査を依頼し、回答を得た回議書付文書等のすべての文書。 2 調査委託料の支払いに係るすべての回議書付文書及び附属資料等のすべての文書」とするものであって、文書の特定は客観的になされている。

実施機関はこの特定に基づいて、本件請求文書を調査し、結論として不存在の決定を行ったものである。

そこで、当審査会における実施機関からの処分説明聴取及び本審査会の見分によると、以下のような事実が認められる。

上記1及び2文書につき、実施機関が事前に中学校長会を通じて調査を依頼し、平成16年11月9日（火）に開催された同校長会の会場において実施機関が確認し

たところ、当該文書が存在しないことが明らかになり、この確認に基づいて不  
存在の決定がなされ、それ以外の公文書を作成していないことが認められる。

(3) したがって、当審査会における処分説明聴取と調査の結果は以上述べたとおり  
であり、それ以上の関係文書が存在する事実はないし、それらを推認させる事実  
も存在しない。

結論として本件拒否処分は適法なものであり、これを取消す理由は存在しない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	小 林	美智子
委 員	鈴 木	庸 夫
委 員	高 岡	香
委 員	安 富	潔